

令和 7 年度肥薩おれんじ鉄道地域連携促進事業業務委託
仕様書

1 業務委託の名称

令和 7 年度肥薩おれんじ鉄道地域連携促進事業業務委託

2 業務の目的

肥薩おれんじ鉄道沿線の地域住民をはじめ、民間事業者、自治体等が連携・協働し、多角的かつ中長期的な観点から同鉄道を活用する事業を検討するなど、地域活性化策の手段として同鉄道を活用する地域主体で自走可能な取組を創出する契機を作ることを目指す。

※ 地域：北薩地域 3 市 2 町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）

3 委託額の上限

3,529 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 履行期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）

5 委託業務の内容

(1) 地域連携戦略会議（以下、「会議」という）の開催

ア 業務概要

- ・ 肥薩おれんじ鉄道を活用した地域主体の地域活性化策を企画・検討するための会議を開催すること。
 - ・ 会議のメンバーについては、令和 6 年度に実施した会議のメンバー及び熊本県沿線地域の関係者等を想定する。
 - ・ 地域主体の地域活性化策を企画・検討するにあたっては、ファシリテーターに加え、マーケターや地域活性化施策、まちづくり施策、鉄道利活用事業の実践者等をアドバイザーとして起用し、適切なアドバイスのもと会議を行うこと。
 - ・ 年 3 回以上の会議を実施すること。会議の実施にあたっては、開催場所を確保し、議事内容等に則して適切な手法（対面、オンライン）を選択すること。
- ※ 会議参加者には、謝金及び交通費を支給すること（見積金額に計上すること。）。
- ・ 同鉄道の新たな利用価値の発掘を行うこと。必要に応じて、先進事例調査やマーケティング調査等を実施するものとする。

イ 提案内容

- ・ 会議の設置及び運営の方法
 - ・ 必要に応じて実施する先進事例調査及びマーケティング調査等の必要性及び内容
- ※ 近年実施したマーケティング調査結果、実施報告書については別添資料 1 にて示す。

(2) 地域活性化の取組の実施及び情報発信

(例：複数のイベントの実施等)

ア 業務概要

- ・ 令和6年度に実施した会議の内容及び上記(1)に記載する会議の内容を踏まえ、企画列車及び沿線（鹿児島県内に限る）活性化の企画を実施すること。ただし、会議の承認等を要するものではない。
- ・ 上記(1)に記載した会議のメンバーに、企画の検討から実施まで携わってもらうこと。
- ・ ポスター、チラシ、SNS等による情報発信を行い、同鉄道のPRを行うこと。
- ・ 沿線活性化の企画については、熊本県芦北地域振興局と連携した取組を行うこと。

イ 提案内容

- ・ 肥薩おれんじ鉄道を活用した地域活性化の取組の実施（連携先、実施時期、実施場所、実施方法、独自の提案を明示すること）
- ・ 情報発信（媒体、ターゲット、回数、効果等を明示すること）
- ・ 令和6年度の会議の結果の活用方法
※ 令和6年度の会議の結果については、別添資料2にて示す
- ・ 上記(1)の会議との連携方法

(3) 成果品提出

ア 成果品

- ・ 会議における企画・検討結果（議事録を含む）
- ・ 調査等実施報告及び分析結果（実施する場合のみ）
- ・ 企画列車及び沿線活性化の企画の実施報告
- ・ 次年度以降の肥薩おれんじ鉄道を活用した地域活性化の企画及び自走化の仕組みの提示

イ 納品日

履行期限と同じ

ウ 納品先

鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係 担当：松崎
〒895-8501 鹿児島県薩摩川内市神田町1番22号
TEL：0996-25-5107 FAX：0996-25-5555
E-mail：kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

6 著作権等

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、特に定めのない限り、県に帰属するものとする。
また、本事業における成果品については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二

次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果品の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果品納品の際は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所との区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果品に既存著作物等が含まれている場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託者と毎月1回の会議（対面又はWEB）を行い、事業の実施計画の協議及び報告を行うこと。
- (2) 本業務に係る内容は、委託者と受託者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等についても、協議の上、決定する。また、本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の使用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。